

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月4日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

**熊本県人事委員会規則第28号**

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の部商工観光労働部の款地方出先機関の項中「工業技術センター所長」を削り、「計量検定所長」を「計量検定所長 工業技術センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成15年7月7日から施行する。

**正 誤**

平成15年5月28日熊本県告示第564号の2（熊本県有明海区における漁場計画）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
37	27	漁場計画番号 有区第61号	漁場計画番号 有区第51号

平成15年5月28日熊本県告示第564号の3（天草不知火海区における漁場計画）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
50	(4) 定置漁業の操業期間においては施設漁具の全面1,500メートル、後面500メートル、沖合500メートル以内の区域では、第2種共同漁業を営んではならない。  漁場計画番号 天共第9号 1 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業	(4) 定置漁業の操業期間においては施設漁具の全面1,500メートル、後面500メートル、沖合500メートル以内の区域では、第2種共同漁業を営んではならない。
122	(3) 敷設する生け簀の面積は、16,970平方メートルを超えてはならない。	(3) 敷設する生け簀の面積は、640平方メートルを超えてはならない。
210	漁場計画番号 火区第92号 1 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業 (2) 漁業の時期 10月20日から 翌年4月15日まで	漁場計画番号 火区第92号 1 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業 (2) 漁業の時期 9月1日から 翌年4月30日まで

